

地独評委第 号

令和 7 年 月 日

岐阜県知事 江崎 禎英 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 牛越 博昭

意 見 書 (案)

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）に係る不要財産の納付について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 42 条の 2 第 5 項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

令和 7 年 8 月 1 日付けで法人から岐阜県知事に対して法第 42 条の 2 第 1 項の規定に係る認可の申請があった、不要財産の納付については、認可することが適当である。